

電気通信番号規則等の一部改正について

(諮問第3089号)

<目次>

1 諮問書	1
2 改正概要	2
3 新旧対照表	1 3

- ・ 電気通信番号規則の一部を改正する省令案
- ・ 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案

(参考)

・ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案	1 9
・ 電気通信番号規則の細目を定めた件を改正する告示案	2 2
・ 電気通信事業法関係審査基準の一部を改正する訓令案	2 3



情報通信行政・郵政行政審議会
会長 多賀谷 一照 殿

諮問第3089号
平成28年9月27日

総務大臣 山本 早苗

諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第50条第1項の規定による電気通信番号の基準に係る省令委任事項を定めるため、電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）等の一部を改正することとしたい。

については、法第169条第4号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

電気通信番号規則等の一部改正について

平成28年9月27日

総務省

総合通信基盤局

背景

- データ通信を中心とした携帯電話サービスの急速な需要拡大による、携帯電話番号の不足(枯渇)対策が必要。
- あらゆる「モノ」がインターネットに接続されるIoT(Internet of Things)時代において、需要がさらに増大すると見込まれるM2M(Machine to Machine)の特性に対応した番号制度が必要。
- 情報通信審議会では、平成27年6月から、携帯電話番号の有効利用に向けた検討を行い、同年12月、M2M等の利用について、020番号を解放することが適当との答申(情報通信審議会答申「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」)が示されたところ。

改正の概要

- 電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)
 - M2M等専用番号として、020番号を創設
 - ※ 現在無線呼び出し用として指定されている0204番号帯を除く
- 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則(平成14年総務省令第64号)
 - M2M等専用番号についてはユニバ料負担の対象外

(参考:諮問対象外)

- 電気通信事業報告規則(昭和63年郵政省令第46号)
 - M2M等専用番号に関する報告様式の整備
- 平成9年郵政省告示第574号(電気通信番号規則の細目を定めた件)
 - M2M等専用番号の対象外となるものを規定
- 電気通信事業法関係審査基準(平成13年総務省訓令第75号)
 - M2M等専用番号の申請のための、需要見込み算出方法の整備

施行期日

平成29年1月1日(予定)

- **0A0番号帯**(Aは0を除く十進数字)はそれぞれの番号帯で用途を設定している。
- 着信課金サービス(0800)等で用いられる0AB0番号との誤認を避けるため、現在、0A0-【0】から始まる番号は使用されていない。

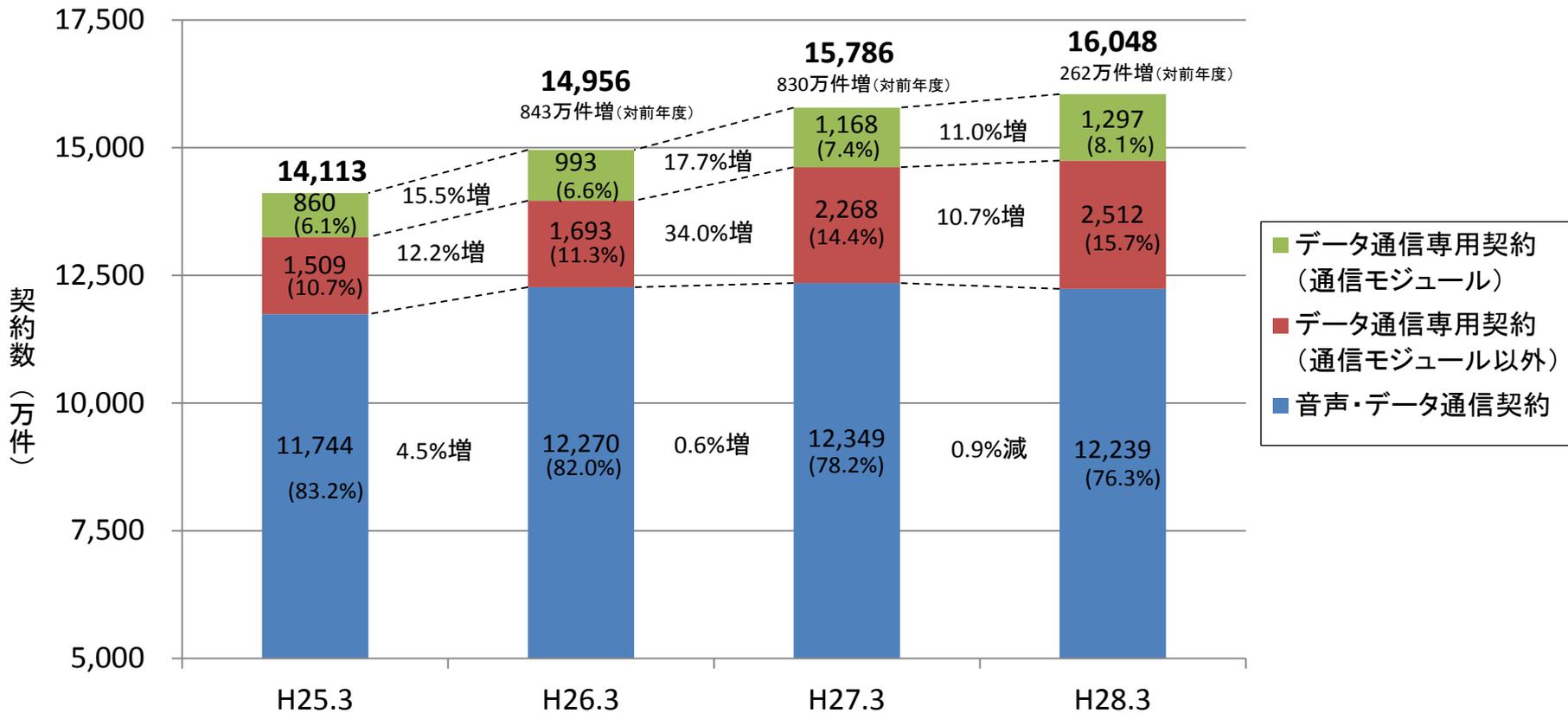
番号帯	用途	使用状況	桁数	番号容量	指定番号数 ^(注1)	指定可能数
010	国際電話					
020	発信者課金 無線呼出し	020-【4】DEFGHJK	11桁	1,000万	120万	880万
		020-【1~3及び5~9】DEFGHJK		8,000万	(未指定)	8,000万
030	(未指定)	(空き)				
040	(未指定)	(空き)				
050	I P 電話	050-【1~9】DEFGHJK	11桁	9,000万	2,363万	6,637万
060	UPTサービス ^(注2) FMCサービス ^(注3)	060-【1~9】DEFGHJK	11桁	9,000万	(未指定)	9,000万
070	携帯電話/ PHS	070-【1~9】DEFGHJK	11桁	9,000万	5,260万	3,740万
080		080-【1~9】DEFGHJK		9,000万	9,000万	0
090		090-【1~9】DEFGHJK		9,000万	9,000万	0

注1: 平成28年3月末現在の値。

注2: UPTはUniversal Personal Telecommunicationの略。ユーザが自ら選んだサービスに加入し、任意の固定・移動端末上から意識することなく多様なネットワークを介して個々のUPT番号で発着信を行うもので、地理的制約はなくネットワーク能力及び電気通信事業者によって課された制限にのみ制約を受けるサービス。

注3: FMCはFixed-Mobile Convergenceの略。網形態、通話料金、通話品質などを問わず、既存番号の指定を受けている移動網や固定網を複数組み合わせ、1ナンバーでかつ1コールで提供されるサービス。

● 直近1年間（平成27年3月末から平成28年3月末）におけるデータ通信専用契約の伸び率は10.8%（通信モジュール（注）：11.0%、通信モジュール以外：10.7%）であり、依然伸び続けている。

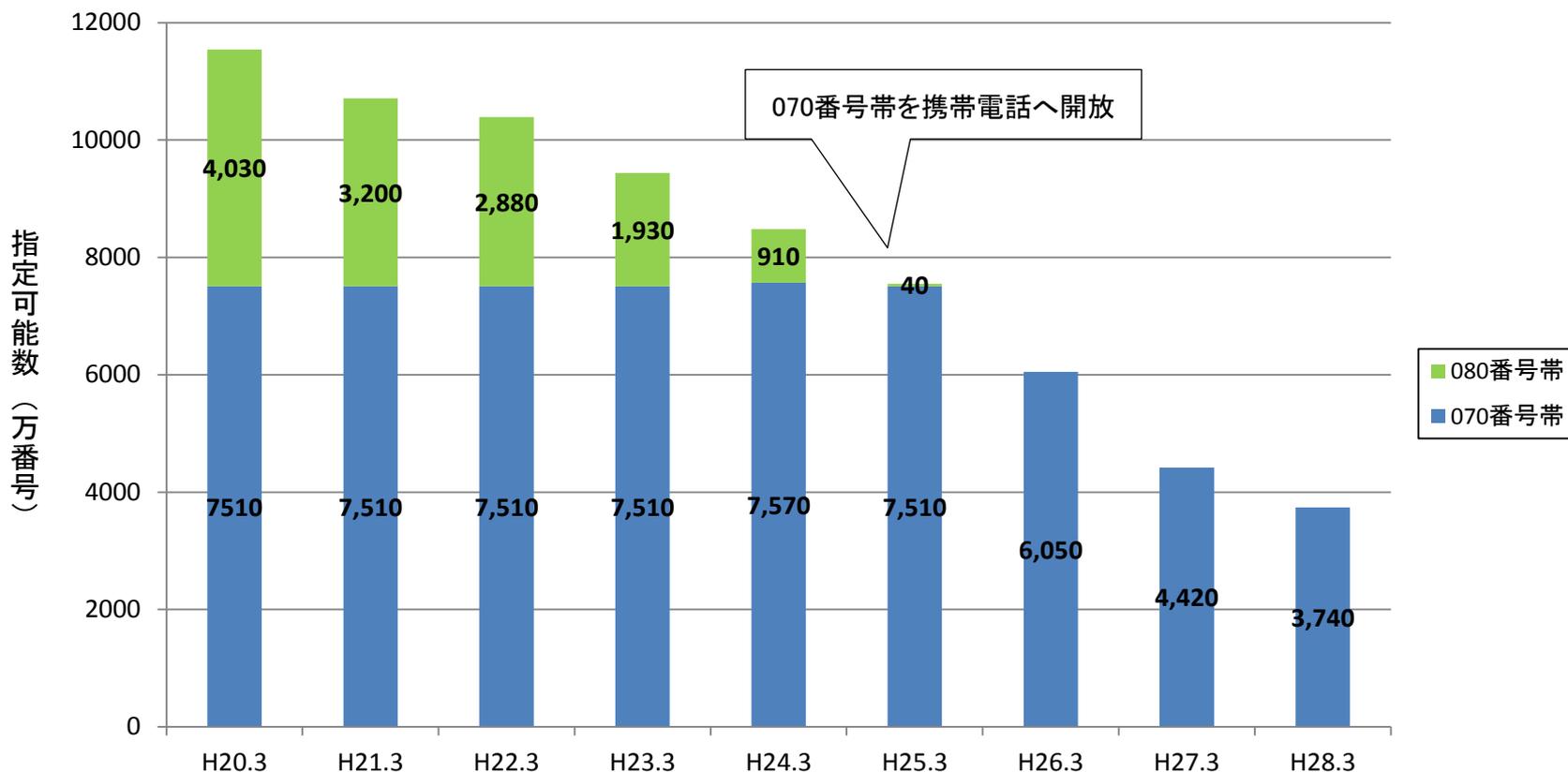


※ 各契約数は四捨五入を行っているため、合計値が合わない場合がある。

※ グループ内の事業者間取引の数値も合算して計上していたが、H28.3から、グループ内取引の重複を排除しており、経年の比較には注意を要する。

注：自動販売機、デジタルフォトフレーム等の機器に組み込み、機械同士のデータ通信に利用される部品（モジュール）をいう。

- 携帯電話・PHSの電話番号としては、現在、「070(注)」、「080」及び「090」で始まる11桁の電話番号(合計2億7,000万番号)を指定している。
- 平成28年3月末時点で、**指定可能な番号数の残は070番号帯の3,740万番号のみ**(2億3,260万番号を指定済み)。



注：070番号帯については、平成25年1月以降、総務省から携帯電話事業者への指定を開始。平成25年11月以降、携帯電話事業者から利用者への提供を開始。

- 各シンクタンクが実施したM2M関連の需要予測によると、M2Mに利用される携帯電話番号は、**平成32年には4,200万番号に達するという予測**がある。

各シンクタンクの需要予測

NTTアドバンステクノロジー株式会社

- ・M2Mに利用される携帯電話番号の需要予測

⇒ **平成32年 4,200万番号**

(「固定電話の番号区画等に関する調査研究 報告書」
(平成27年3月NTTアドバンステクノロジー株式会社)より)

株式会社シード・プランニング

- ・IoT/M2Mサービスで使用される携帯電話等の回線数の予測

⇒ **平成32年度 9,162万件 (平成24年比 2.8倍)**

(平成27年9月 同社資料より)

株式会社テクノ・システム・リサーチ

- ・M2Mで利用されるモバイル回線(携帯電話、PHS、WiMAX等)の契約数予測

⇒ **平成30年 3,000万回線 (平成25年比 約3倍)**

(平成26年4月 同社プレスリリース)

※ 最終的な需要を2億1,700万番号と予測

M2M※等専用番号の対象とするサービス

■ M2M等専用番号のサービスの範囲

● M2Mサービス、M2Mサービス以外のデータ通信専用サービスが対象

※「個々の通信を行う際に人が操作することなく、機器間でネットワークを介して通信を行うことにより、情報を収集したり機器を作動させたりするシステム」の意

〔SMSの扱い〕

- ・ 人と人との間でSMS送受信を行うサービスは、対象としないことが適当
現在の携帯電話番号(090/080/070)とは異なるM2M等専用番号が付与され人が接続に際してこの番号を認識すると、利用者等に混乱を与える恐れがあるため

〔付随的な音声通話サービスの扱い〕

- ・ 次のような限定的な音声通話サービスについては、使用可能とすることが適当
 - (i) M2Mサービス利用者が番号を認識する必要がない使用形態であり、かつ
 - (ii) 特定の者(コールセンターのオペレーター等)のみとの間で行われる場合

〔その他のサービスの扱い〕

- ・ 現時点で想定されないサービスについても、M2M番号を柔軟に利用できる枠組みとすることが適当
- ・ 例えば、携帯電話のアプリケーション等の操作により遠隔から家電や車内の機器等を起動させる場合など、携帯電話ネットワークを通じて人が物に発信するようなサービス(H2M※)については、当該番号の利用が許容されうる。

※ Human to Machine

020番号の対象となるサービスの状況

(事業者からヒアリングにより整理したもの)

	MNOユーザ向け		MVNOユーザ向け
	M2M※ ¹ 専用	M2M以外	
パケットのみ	020 (例) ・スマートメーター ・自動販売機	020 (例) ・SIM単体 ・WiFiルータ	020 (例) ・SIM単体
パケット+SMS	020 (例) ・スマートメーター ・自動販売機	070/080/090 (例) ・SIM単体 ・WiFiルータ ・タブレット	070/080/090 (例) ・SIM単体 ・WiFiルータ ・タブレット
パケット+SMS+音声	070/080/090 (020※ ²) (例) ・カーテレマティクス ・一部のカーテレマティクス※ ²	070/080/090 (例) ・SIM単体 ・スマートフォン	070/080/090 (例) ・SIM単体 ・スマートフォン

※1: 「個々の通信を行う際に人が操作することなく、機器間でネットワークを介して通信を行うことにより、情報を収集したり機器を作動させたりするシステム」の意(情報通信審議会答申)。

※2: 音声通信が特定の相手方に限定されているもの。

M2M等専用番号(020)の対象とするサービスの範囲

	MNOユーザ向け M2Mサービス	MNOユーザ向けM2M以外のサービス 及びMVNOユーザ向けサービス
パケットのみ	対 象	
パケット+SMS	対象(①以外)	対象外(①SMSであって利用者間で送受信を行うもの)
パケット +SMS+音声	対象(②以外)	対象外(②音声伝送役務であって、利用者が番号を認識できるもの又は第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うもの)
	対 象 外	

主としてデータ伝送役務

上記以外

①、②のほか「総務大臣が特に認めるもの」は対象外

「対象外」とするものは、従来どおり、070番号

M2M等専用番号

- 020番号帯(0204は除く)
- 当初11桁

指定要件等

- 既存の携帯電話番号(090/080/070)と比べて、以下のとおり**指定要件の緩和等**を行う。

① 緊急通報（要件とせず）

対象とするサービスは主としてデータ通信を行うものであり、直接、音声による緊急通報を行うことは想定されないため、指定要件としない。

② 番号ポータビリティ（要件とせず）

現行制度においてもデータ通信専用契約は番号ポータビリティ義務の対象から除外されており、M2M等専用番号の創設段階でこれを義務化すると事業者の負担が大きくなることから、当面は指定要件としない。

③ 技術基準（音声通話の品質）（要件とせず）

対象とするサービスは、主に音声を利用するものではないことから、音声通話の品質は指定要件としない。

④ 第一種指定電気通信設備と接続しない

音声通話が主たる利用ではないことから、固定電話ネットワーク利用者全般と通話するサービスはM2M等専用番号の対象としない。（基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の改正によりユニバ料負担の対象外とすることを明確化。）

⑤ 基地局免許の保有（維持）

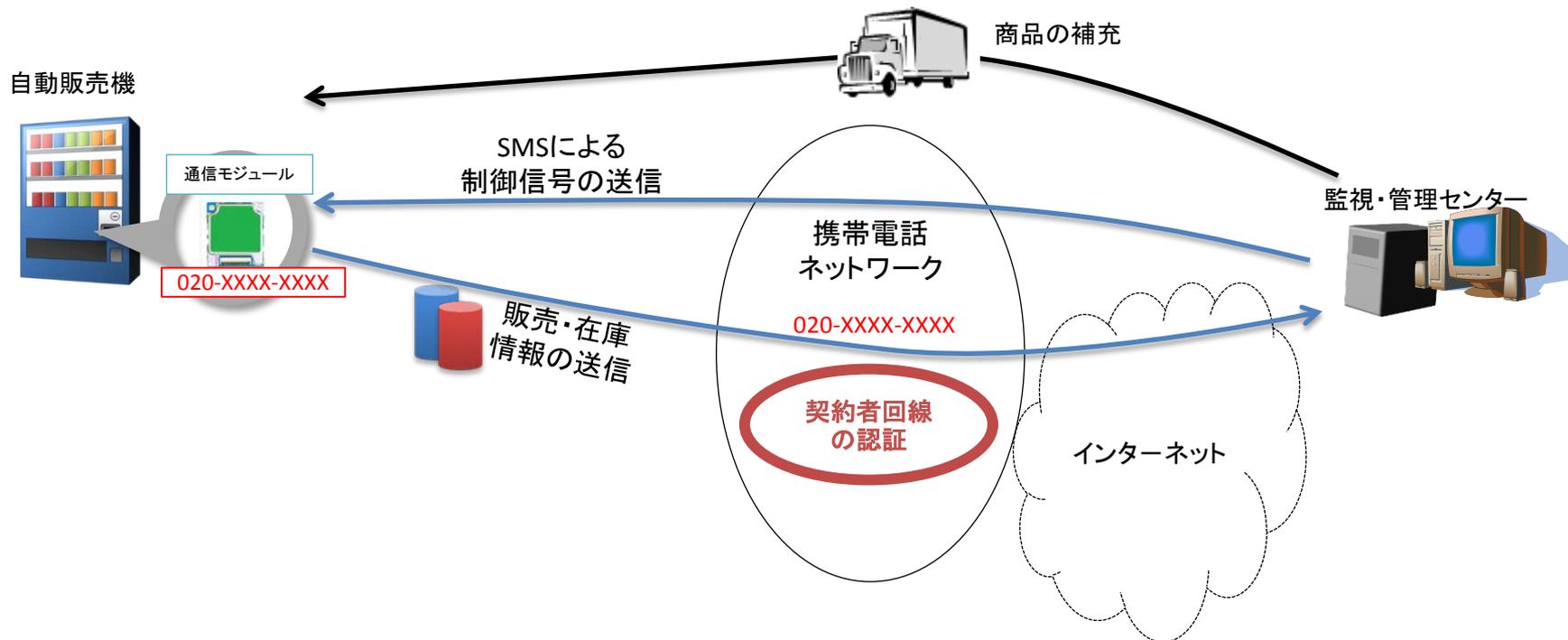
M2Mサービス等の提供に当たり、携帯電話基地局を含むネットワークが必要であることから、従来の携帯電話番号(090/080/070)と同様、基地局の保有は指定要件とする。

経過措置

既に指定済みの携帯電話番号(090/080/070)番号はこれまで同様に使用できる。(M2Mサービスにも使用可)

- M2Mサービスにおいては、携帯電話番号が契約者回線の認証や通信モジュールに制御信号(注)を送信するためのSMS(Short Message Service)などに利用される。

利用例



注: 通常は省電力モードとなっている端末に対し、データを送信させるため端末を起動させる命令をSMSで送信 等

改正案

現行

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一 固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備（**第四号**の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。
- 二 （略）
- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（**次号に規定するものを除く。**）を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

- 二 （略）
- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（**次号に規定するものを除く。**）を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

三の二 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備（主としてデータ伝送役務の用に供するものであつて、総務大臣が別に告示するものを除く。）を識別するための電気通信番号は、

（端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号）

第九条 端末系伝送路設備（第十二条に規定するものを除く。）を識別するための電気通信番号（第十条の電気通信番号を除く。）は、次のとおりとする。

- 一 固定端末系伝送路設備（その一端が特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続される伝送路設備であつて、次号に規定するものを除く。）及び無線呼出しの役務に係る端末系伝送路設備（**第五号**の端末系伝送路設備を除く。）を識別するための電気通信番号は、総務大臣が市町村等の区域を勘案して別に告示する電気通信番号とする。ただし、固定端末系伝送路設備において、別に告示する電気通信番号によることが著しく困難であると総務大臣が認めるときは、他の電気通信番号とすることができる。
- 二 （略）
- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

- 二 （略）
- 三 携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第六号に定めるものとする。

別表第一第六号の二に定めるものとする。

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHIJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHIJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHIJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第六号の二 (第9条第1項第3号の2関係)

20CDEFGHIJK (Cは0及び4を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

204DEFGHIJK

ただし、**DE**は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通

四 無線呼出しの役務（当該役務に係る料金を発信側の者が負担するものに限る。）に係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号は、別表第一第七号に定めるものとする。

五 (略)

2 (略)

別表第一

第一号～第五号 (略)

第六号 (第9条第1項第3号関係)

70CDEFGHIJK (Cは0を除く。)、80CDEFGHIJK (Cは0を除く。) 又は90CDEFGHIJK (Cは0を除く。)

ただし、CDEは、総務大臣の指定により第5条第1項の電気通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

注 英字は、十進数字とする。

第七号 (第9条第1項第4号関係)

20CDEFGHIJK (Cは0を除く。)

ただし、**CDE**は、総務大臣の指定により第5条第1項の電気

信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第八号～第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

通信事業者ごとに定められる数字とする。

注 英字は、十進数字とする。
第八号～第十三号 (略)

別表第二 (第15条第2項関係)

電気通信番号の種別	要件
1～6 (略)	(略)
7 第9条第1項第3号に規定するもの	1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。 2 直接又は他の電気通信事業者の網 (当該網に係る当該電気通信事業者の電気通信回線設備について、第9条第1項第3号に規定する電気通信番号を用いて電気通信役務を提供する電気通信設備に適用される事業用電気通信設備の自己確認が行われているものに限る。) を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。) 3 緊急通報が利用可能であること (ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。)

<p><u>8</u> 第9条第1項第3号の2に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第6号に規定する基地局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号に係る呼の接続を行わないこと。</p>
<p><u>9</u> 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>10</u> 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11</u> 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>12</u> 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>13</u> 第10条第1</p>	<p>(略)</p>

<p><u>8</u> 第9条第1項第4号に規定するもの</p>	<p>1 電波法施行規則第4条第1項第7号の2に規定する無線呼出局の無線局免許を有する電気通信事業者であること。</p> <p>2 直接又は他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備と網間信号接続を行うこと（ただし、総務大臣が特に認める場合を除く。）。</p>
<p><u>9</u> 第9条第1項第5号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>10</u> 第10条第1項第1号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>11</u> 第10条第1項第2号に規定するもの</p>	<p>(略)</p>
<p><u>12</u> 第10条第1</p>	<p>(略)</p>

項第3号に規定するもの		項第3号に規定するもの	
<u>14</u> 第12条に規定するもの	(略)	<u>13</u> 第12条に規定するもの	(略)
<u>15</u> 第13条に規定するもの	(略)	<u>14</u> 第13条に規定するもの	(略)
注1～4 (略)		注1～4 (略)	

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に指定されているこの省令による改正前の電気通信番号規則（以下「旧規則」という。）第九条第一項第三号に規定する電気通信番号については、旧規則の規定は当分の間、なおその効力を有する。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）			
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～4（略）	(略)	1～4（略）	(略)
5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK	5 電気通信番号規則第9条 第1項第3号に規定する電 気通信番号	70CDEFGHJK、80CD EFGHJK又は90CDEF GHJK
6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	<u>204DEFGHJK</u>	6 電気通信番号規則第9条 第1項第4号に規定する電 気通信番号	<u>20CDEFGHJK</u>
7～10（略）	(略)	7～10（略）	(略)
注1～注2（略）		注1～注2（略）	

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

「気通番号」(881)、「091」(901)、「060」(600)、「050」又は「0AB0」を記載すること。

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通番号の使用状況報告等

年 月 月末現在

事業者名

電気通番号の種類	電気通番号	自社が指定を受けた電気通番号		他事業者が指定を受けた電気通番号	(4) 算定対象電気通番号数
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより最終利用者に用いられているもの	(1)－(2)＋(3)
1～4 (略)	(略)				
5 電気通番号規 則第9条	70、80又は90から始まる電				

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通番号の使用状況報告等

年 月 月末現在

事業者名

電気通番号の種類	電気通番号	自社が指定を受けた電気通番号		他事業者が指定を受けた電気通番号	(4) 算定対象電気通番号数
		(1) 番号使用数	(2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより最終利用者に用いられているもの	(1)－(2)＋(3)
1～4 (略)	(略)				
5 電気通番号規 則第9条	70、80又は90から始まる電				

第1項第3号の電気通信番号	気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	<u>2024から始まる電気通信番号</u>				
7～10 (略)	(略)				
合計					

注1～5 (略)

第1項第3号の電気通信番号	気通信番号				
6 電気通信番号規則第9条第1項第4号の電気通信番号	<u>20から始まる電気通信番号</u>				
7～10 (略)	(略)				
合計					

注1～5 (略)

附 則

この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

○平成九年郵政省告示第五百七十四号（電気通信番号規則の細目を定めた件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	改正前
<p>第一条（略）</p> <p>第一条の二 規則第九条第一項第三号の二に規定する総務大臣が別に告示するものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 ショートメッセージサービス（携帯電話又はPHSに係る端末系伝送路設備と接続された端末設備間において、電気通信番号を接続のために用いて通信文その他の情報を伝達するサービスをいう。）の提供の用に供するものであつて、当該サービスのうち利用者間で送受信を行うものの提供の用に供するもの</p> <p>二 音声伝送役務の提供の用に供するものであつて、当該役務のうち当該役務の利用者（特定の利用者を除く。）が当該役務を利用する際、電気通信番号を認識できるもの又は直接若しくは他の電気通信事業者の網を介して第一種指定電気通信設備との間で呼の接続を行うものの提供の用に供するもの</p> <p>三 その他総務大臣が特に認めるもの</p> <p>第二条～第四条（略）</p> <p>別表第一号～別表第三号（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条～第四条（略）</p> <p>別表第一号～別表第三号（略）</p>

附 則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。

○電気通信事業法関係審査基準（平成13年総務省訓令第75号）の一部を改正する訓令案新旧対照表（下線部は変更箇所を示す。）

改正案	現行
<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。</p> <p>需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、電気通信業務の提供に関する特別な需要に基づき申請を行う事業者の場合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号^注</p> <p>(1) 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率</p> <p style="padding-left: 2em;">需要の増加見込み＝直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月</p> <p style="padding-left: 2em;">使用率＝0.85</p> <p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万）÷10万</p>	<p>別紙2</p> <p style="text-align: center;">電気通信番号指定基準</p> <p>本指定基準は、番号規則第16条に示す電気通信番号の指定に適用する。</p> <p>需要の見込み及び必要とする電気通信番号の数は、次の算出方法により算出したものであること。ただし、初めて申請を行う事業者の場合、電気通信業務の提供に関する特別な需要に基づき申請を行う事業者の場合等、この算出方法によることが困難な場合は、この限りでない。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 番号規則第9条第1項第3号^注</p> <p>(1) 需要の見込み＝（使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み）÷使用率</p> <p style="padding-left: 2em;">需要の増加見込み＝直近3ヶ月間の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月×13ヶ月</p> <p style="padding-left: 2em;">使用率＝0.85</p> <p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝（需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万）÷10万</p>

<p>注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。</p>	<p>注 電気通信番号の指定は、当該指定を受けようとする電気通信事業者が現に指定を受けている電気通信番号のうち、75%以上のものを使用している場合に限り行うものとする。</p>
<p>3 番号規則第9条第1項第3号の2</p> <p>(1) <u>需要の見込み＝(使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み)÷使用率</u></p> <p><u>需要の増加見込み＝(加入者と契約している番号について、申請月から24ヶ月後までの間に見込まれる増加数^{注1})</u></p> <p><u>使用率＝0.85</u></p>	
<p>(2) <u>新たに必要な電気通信番号の数＝(需要の見込み－指定済み電気通信番号の数×10万)÷10万</u></p>	
<p>注 <u>申請を行う事業者による申告値とするが、十分な算出根拠が示されることを条件とする。</u></p>	
<p>4 上記以外</p> <p>(1) <u>需要の見込み＝(使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み)÷使用率</u></p> <p><u>需要の増加見込み＝直近3ヶ月間^{注1}の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月^{注1}×13ヶ月^{注1}</u></p> <p><u>使用率^{注2} ≤ 1</u></p>	<p>3 上記以外</p> <p>(1) <u>需要の見込み＝(使用している電気通信番号の数＋需要の増加見込み)÷使用率</u></p> <p><u>需要の増加見込み＝直近3ヶ月間^{注1}の加入者と契約している番号の増加数÷3ヶ月^{注1}×13ヶ月^{注1}</u></p> <p><u>使用率^{注2} ≤ 1</u></p>

<p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝(需要の見込みー指定済み電気通信番号の数×最大払い出し数^{注3})÷最大払い出し数^{注3}</p> <p>注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期間(需要の見込みを算定するための基準とする期間)を短くすることができる。</p> <p>注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるように設定しなければならない。</p> <p>注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大数を指す。</p>	<p>(2) 新たに必要な電気通信番号の数＝(需要の見込みー指定済み電気通信番号の数×最大払い出し数^{注3})÷最大払い出し数^{注3}</p> <p>注1 必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるよう算定期間(需要の見込みを算定するための基準とする期間)を短くすることができる。</p> <p>注2 申請に係る電気通信番号によって、必要とする電気通信番号の数が必要最小限となるように設定しなければならない。</p> <p>注3 1の事業者識別番号で加入者に割り当てることができる最大数を指す。</p>
--	--

附 則

この訓令は、平成29年1月1日から施行する。